

あしよる商工会通信

■新入会員の紹介

下記の事業所が加入承認されました。

6月29日、第2回理事会

- ・あしよる音楽教室 菅田美喜 学習支援業 南1条3丁目
- ・公文式足寄教室 岡崎則子 学習支援業 北2条1丁目

9月7日、第3回理事会

- ・スナックなおみ 佐藤直美 飲食業 南3条1丁目

■第3回理事会を開催しました

9月7日、第3回理事会を開催し、議案3件、報告3件について審議並びに報告を行いました。

議案については

1. 会員加入承認並びに会費の級(額)の決定について
2. 足寄町商工会一般会計収支更正予算(案)について
3. 第7回はしご酒ラリーについて

以上を審議し全員異議なく承認しました。

報告事項については

1. 会員の脱退について
 2. 池北三町商工会広域連携役員研修会について
 3. 第2弾頑張ろう！足寄プレミアム商品券発行事業について
- 以上報告しました。

■中小企業大学校受講助成金のお知らせ

商工会では、従業員に対して専門的な知識・技能を習得させるため、研修等を受講させた会員企業に対し、受講料の一部を助成しております。6月商工会通信でもご案内しておりましたが、予算を満たしておりません、ぜひご活用下さるよう再度ご案内いたします。この助成金についてのお問い合わせは足寄町商工会までお問い合わせください。

研修の日程、内容につきましては、中小企業大学旭川校のHPからご覧になれます。

<http://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/index.html>

■伴走型小規模事業者支援推進事業に係わる販路開拓・商談会等の出展者募集について

当会は2020年3月16日付けで、小規模支援法に基づき、小規模事業者の事業の持続的発展を支援するために町と共同で作成し、国に申請した経営発達支援計画の認定を受けました。この認定に伴い地域の小規模事業者が売上を立てるための経営戦略に踏み込んだ支援を「伴走型」で展開します。さらに事業を遂行するために標記「伴走型小規模事業者支援推進事業」補助を受けて販路開拓等の支援がさらに強化することができます。事業者がこの補助を受けるには自社の事業計画に沿った推進と伴走支援によって事業期間内(交付決定日から翌年2月末まで)実施することとなります。事業の持続的発展に商談会出展等ご検討されている事業者の皆様、随時ご相

談お待ちしております。

■商工会費の口座振替のお知らせ

商工会費の口座振替は年3回です。

今回は8月から11月までの4か月分を口座振替いたしますので、口座の残高確認をお願いいたします。また口座振替以外の方は、次の期限までに納入をお願いいたします。

第2期(8月から11月)：納入期限11月5日(木)

■「働き方改革」法で中小企業が優先的に対応すべき2大項目

有給休暇年5日消化義務(2019年4月1日より施行)
時間外労働の上限規制(2020年4月1日より施行)

■ハローワーク等への届出の日程をお知らせいたします。

<10月～1月の予定>

ハローワークへの届出は第2週及び第4週の金曜日を予定しております。祝日の場合は次週に振替いたします。書類の提出は水曜日までをお願いいたします。

<手続きに必要なもの>

●資格取得は出勤簿、運転免許証もしくは生年月日が確認できるもの、雇用契約書、労働者名簿など。

●資格喪失は出勤簿、賃金台帳、労働者名簿などが必要となりますが、場合によりさらに提出するものが増えることがありますので、商工会までご確認ください。

足寄町商工会は労働保険事務の対応に苦慮している会員事業所を対象に国の認可を受けた事務組合を設けて雇用保険の加入、脱退の手続きをはじめ、保険料の計算、国へ納付などの労働保険事務の代行をしています。

金利情報

制度の種類		利率(年利%)
公庫普通貸付		2.06~2.45%(R2.10.1より)
公庫経営改善貸付(マル経)		1.21%(R2.10.1より)
足寄町特別融資	5年以内	1.00%(R2.9.1より)
	5年以上	1.30%(R2.9.1より)
商工貯蓄共済	積立内	0.40%

■固定資産税等の減免措置について

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小企業者・小規模事業者の令和3年度の固定資産税を減免します。事業者は、税理士や認定経営革新等支援機関等(商工会・金融機関等)から確認書を発行してもらい、2021年1月以降に申告期限(2021年1月末)までに固定資産税を納付する市町村に必要書類とともに軽減を申請します。

法人に限らず個人である中小事業者が、下記の要件を満たした場合軽減措置を受けられますので、一度ご相談ください。

< 減免対象 >

事業用家屋及び設備等の償却資産に対する固定資産税(通常、取得額または評価額の1.4%)

2020年2月～10月までの任意の連続する 3ヶ月間の事業収入の対前年同期比減少率	減免率
50%以上減少	全額
30%以上50%未満	2分の1

< 申請方法 >

(1) 認定経営革新等支援機関等に、特例措置の条件に合致していることについての確認を受け、申告書の「認定経営革新等支援機関等確認欄」に認定経営革新等支援機関等による記名、押印を受ける必要があります。

(2) 上記の確認を受けた後、住民課税務室まで申請してください。

申請期間：令和3年1月6日(水)～令和3年2月1日(月)

(3) 申請に必要なもの

1. 新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の事業用家屋及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置に関する申告書(足寄町HPよりダウンロードしてください。 <https://www.town.ashoro.hokkaido.jp/shingata-coronavirus.html#21>)

2. 認定経営革新等支援機関等に提出した書類一式(コピー可)

・お問い合わせ先：税務課税務室課税担当 ☎25-2141

・次のリンク先(中小企業庁ホームページ)より本内容について確認できますので、ご活用ください。

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2020/200501zeisei.html>

■ 国税広報参考資料

【年末調整手続きの電子化について】

令和2年10月以降に提出する生命保険料控除等に係る控除証明書等について、電子データによる提供が可能です。これらの電子データを利用し年末調整手続きを簡素化するため、国税庁が「年末調整控除申告書作成用ソフトウェア」(以下「年調ソフト」といいます。)を無償提供します。(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nenmatsu/nencho.htm>)。(年末調整手続きの電子化による手続きの流れ)

従業員が、保険会社等から控除証明書等を電子データで受領

従業員が、 の電子データを年調ソフトにインポート(自動入力、控除額の自動計算)

従業員が、控除額が自動計算された保険料控除申告書、住宅ローン控除申告書等(以下「年末調整申告書」といいます。)を電子データにて勤務先へ提供

勤務先において、 の電子データを給与システムにインポートして年税額の計算等を行う。

【年末調整事務の電子化のメリット】

(勤務先のメリット)

年末調整申告書の記載内容・控除額のチェック、給与システムへの入力、年税額の計算等が自動化されることによる事務コストの削減

年末調整申告書(書面)の保管が不要となり保管コストが削減

従業員が作成する年末調整申告書の記載誤りが減り、従業員への問い合わせ事務が削減

(従業員のメリット)

手書きによる作業の省略(年末調整申告書への記入、控除額の計算)

作成した年末調整申告書データを翌年度以降も利用することにより、翌年度以降の入力事務が軽減

【年末調整手続きの電子化の準備】

(勤務先の準備)

従業員から年末調整申告書に記載すべき事項を電子データにより提供を受けるためには、あらかじめ所轄税務署長に、「源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書」を提出し、その承認を受ける必要があります。また、年末調整申告書データをインポートするため、給与システムの改修等が必要となります。

(従業員の準備)

控除証明書等を書面(ハガキ等)ではなく電子データで取得するためには、契約している保険会社等にデータ発行を依頼する必要があります。詳しくは、保険会社のホームページ等をご覧ください。

マイナンバーカードをお持ちの方は、「マイナポータル連携」を利用することで、控除証明書等データを一括取得することができます。詳しくは、国税庁ホームページの「マイナポータルを活用した年末調整及び所得税確定申告の簡素化」(<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/mynapo.htm>)をご覧ください。

年末調整手続きの電子化の詳細については、国税庁ホームページの「年末調整手続きの電子化に関するパンフレットについて」(https://www.nta.go.jp/users/gensen/nenmatsu/nencho_pamph.htm)をご覧ください。

北海道商工会連合会・商工会が実施する

新型コロナウイルス関連「法律相談事業」

商工会が新型コロナウイルス感染症拡大の影響で生じた経営上の悩み、弁護士が相談に応じます。

北海道商工会連合会では、商工会の会員企業が新型コロナウイルス感染症拡大の影響によって生じた経営上の悩みごとや困りごとに対応するため、法律相談事業を実施しています。新型コロナウイルス感染症拡大に伴う「従業員の労務上の対策」や「買付借契約に基づく悩み」などがございましたら、早急にご相談をお勧めいたします。

◆事業の実施期間◆

・令和2年5月25日から令和3年3月31日

◆相談料◆

・原則無料で、何でもご相談いただけます。

(相談の範囲を越えて、法的手続きに着手する場合等を除きます。)

◆相談までの流れ◆

- ・まずは地元商工会へご連絡ください。
- ・商工会で「法律相談申込票」に相談内容(経緯と質問等)をご記入ください。
- ・ご記入いただいた「法律相談申込票」は、商工会から北海道商工会連合会を経由して、札幌総合法律事務所へメールで送達いたします。
- ・札幌総合法律事務所の弁護士から、相談内容に応じた法的アドバイスをいただきます。

相談料
無料

※相談申込みから弁護士のアドバイスは、感染予防のためのソーシャル・ディスタンスを確保し取り組みの一環として、メールでのやりとりを基本として実施いたします。